

平成 22 年度 新居浜市貯木場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度新居浜市貯木場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,108 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,538 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 23 年 2 月 21 日 提出

新居浜市長 佐々木 龍

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		17,946	Δ1,703	16,243
	1. 繰越金	17,946	Δ1,703	16,243
3. 市債		43,700	Δ43,700	—
	1. 市債	43,700	Δ43,700	—
4. 財産収入		—	36,295	36,295
	1. 財産売却収入	—	36,295	36,295
歳入合計		63,646	Δ9,108	54,538

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 公債費		19,946	△6,608	13,338
	1. 公債費	19,946	△6,608	13,338
2. 貯木場整備費		43,700	△2,500	41,200
	1. 貯木場整備費	43,700	△2,500	41,200
歳 出 合 計		63,646	△9,108	54,538

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
2 貯木場整備費	1 貯木場整備費	貯木場整備事業	24,476

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
貯 木 場 事 業	千円 43,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年 4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 0	—	% —	—
計	43,700	—	—	—	0	—	—	—